## 縦書きとする文書の指定に関する訓令

[最終改正 平成13.9.28 京都府警察本部訓令第29号]

京都府警察文書規程(平成13年京都府警察本部訓令第29号)第14条第1項第4号の規定により、縦書きとする文書を次のとおり指定する。

- (1) 京都府警察本部の令達により定められている様式のうち、次に掲げる様式
  - ア 表彰等に関する訓令(昭和38年京都府警察本部訓令第5号)によつて定められた内賞、ほう賞または感謝状
  - イ 名刺の様式に関する訓令(昭和42年京都府警察本部訓令第4号)によつて定められた様式
  - ウ 名誉師範の称号に関する訓令(昭和47年京都府警察本部訓令第6号)によつて定められた様式
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの。
  - ア 祝辞、弔辞等で、慣習に従い巻紙等の用紙に墨書する文書
  - イ 表札、看板、幕、標識、ポスター等で、横書きすることがいちじるしく困難であり、また はその形態をそこねるおそれのあるもの。
  - ウ 簿冊等の背表紙の表示で、横書きすることが困難なもの。 附 則
  - この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。